

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（案）」に対する御意見募集の結果について

令和4年3月31日  
厚生労働省医政局  
医療経営支援課

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（案）」について、令和4年2月7日（月）から令和4年3月8日（火）まで御意見を募集したところ、本案に関する御意見を1件頂きました。なお、本告示制定に関係のない御意見が1件ございました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	現行の社会医療法人の要件のうち救急医療に係る基準について、夜間等救急自動車等搬送件数が年間750件以上という基準は人口比に基づいた基準とすべき。	今後の施策の参考とさせていただきます。